

行方不明になった高齢者を早期に発見するために

～豊川市高齢者地域見守りネットワーク事前登録制度～

◆事前登録制度とは

行方不明になる恐れがある認知症等の高齢者の身体的特徴や連絡先、顔写真などを事前に登録しておく制度です。事前に情報を登録しておくことで、万が一行方不明となった場合の迅速な行方不明者発見活動協力依頼メール・FAX配信につながります。

(事前登録情報は、豊川市介護高齢課、豊川警察署生活安全課で共有します)

◆登録方法

登録の際は、介護高齢課または福祉相談センターへお越しく下さい。**対象者の顔写真をご用意の上**、「豊川市高齢者地域見守りネットワーク・豊川市高齢者地域見守りキーホルダー情報登録票」等を、介護高齢課または福祉相談センターへご提出ください。また、必要な提出書類は、豊川市のホームページからダウンロードすることも可能です。



◆早期発見のために顔写真の登録を！

顔写真の事前登録が可能です。検索者にとって顔写真の情報は大きな手がかりとなり声をかけやすくなるため、早期発見につながります。

登録のある方は、メール・FAX配信のときに顔写真を添付し、検索に役立てます。

◆メール・FAX配信内容

氏名、年齢、身体的特徴（髪型、体格、服装など）、顔写真、いなくなった時間と場所などの情報を、とよかわ安心メール「高齢者地域見守りネットワーク」の受信設定をしている一般の方と高齢者地域見守りネットワーク協力機関に配信します。

◆家族が行方不明になった時の対応

①まずは110番！

服装、行方不明時の移動手段、過去の行方不明歴、対象者が立ち寄りそうな所などについて、警察官から聞き取りがあります。

②対象者の顔写真を持参し、豊川警察署へ

見守りネットワークの行方不明者発見活動協力依頼メール・FAX配信、防災無線による行方不明者情報の放送について、希望に応じて警察へ依頼します。

③自宅内・自宅周辺を再確認しましょう

押し入れの中、普段使用していない部屋、倉庫など、思わぬ所で発見されることがあります。



お問い合わせ先：豊川市役所 福祉部 介護高齢課 地域包括ケア推進係

電話 0533-89-3179 FAX 0533-89-2137

R6.4作成